

隣保館だより

第371号

2017年 5月号

発行◎九重町隣保館

大分県玖珠郡九重町大字右田3088-2

TEL: 0973-76-2468 FAX: 0973-76-2446



瑞巖寺磨崖石仏の藤棚

つら 連なる

「一人^{ひとり}ぼっちではないよ」と誰^{だれ}かがつぶやく
私のまわり^{わたし} あなたのまわりに
きつと 誰^{だれ}かが いてくれる
手^てをつなぎ 心^{こころ}をつないでみよう
みんなが 笑^{わら}ってる
やさしい顔^{かお}で 笑^{わら}ってる



2017(平成29)年度 九重町隣保館運営審議会を開催しました



4月19日(水)に2017(平成29)年度第1回九重町隣保館運営審議会^{注)}を開催しました。

九重町隣保館は様々な人権問題に焦点をあて、人権・同和問題の速やかな解決をめざすための拠点施設です。

地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として、開かれたコミュニティセンターとして人権学習会や講演会の開催、地域福祉事業や地域交流事業、などの事業計画や基本方針を審議し1年間の事業を決定しました。

役 職	氏 名	所 属
会 長	日 隈 哲 憲	教育関係機関代表
副 会 長	松 山 マ ツ 子	部落解放同盟代表
委 員	後 藤 正 典	社会福祉協議会代表
委 員	阿 部 征 則	地区住民代表
委 員	増 田 啓 次	
委 員	穴 井 妙 子	
委 員	甲 斐 暁 美	
委 員	麻 生 タ 子	学識経験者

(順不同、敬称略)



審議会の様子

注)九重町隣保館運営審議会とは…隣保館の円滑な運営を図るため、施策や事業計画の審議を行う会です。

第38回大分県隣保館連絡協議会総会が開催されました。

県内13ヶ所の隣保館で組織する大分県隣保館連絡協議会の第38回通常総会が、4月27日(木)に大分市旭町文化センターにおいて開催されました。

昨年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことにより、「部落差別の解消」の重要な施設として、隣保館活動を充実させるとともに、「福祉と人権のまちづくり」

を引き続き推進していくことなどが協議・承認され、本年度がスタートしました。

2017年度 大分県隣保館連絡協議会 役員名簿		
会 長	石川 金治	杵築市隣保館
副会長	帆足 浩一	玖珠町人権同和啓発センター
副会長	三宅 達也	別府市人権啓発センター
監 事	野依 修視	中津市三保文化センター
監 事	毛利 茂	日田市京町地区集会所
事務局	疋田 國朝	国東市隣保館

医療をめぐる人権

H I V感染症、ハンセン病等の様々な病気に関してのあいまいな知識や思い込みによる過度の危機意識から、偏見や差別等人権に関わる問題が様々な形で存在しています。

病気に対する無知や誤解から生まれた社会の偏見・差別の眼差しもまた、患者の家族を苦しめ、現在も人々の意識の中に依然として残されています。

どんな病気であっても、病気にかかることによって、その人の人権が損なわれることがあってはなりません。大切なことは、私たち一人ひとりが正しい知識をもつことです。

● ハンセン病を知っていますか？

人類の歴史上、もっとも古くから知られ、恐れられてきた病気の一つです。

らい菌が主に皮膚と神経を侵す慢性の感染症です。

ハンセン病の感染力は弱く、“最も感染力の弱い感染病”とも言われています。

● 完治する病気

1943(昭和18)年には米国で化学療法剤「プロミン」がハンセン病治療に有効であることが確認されたのを契機に、治療薬の開発が進み、1981(昭和56)年にWHO(世界保健機関)がハンセン病の最善の治療法として勧告するに至りました。

ハンセン病は完全に治る病気であり、初期に治療を開始すれば障害も全く残りません。

● らい予防法

明治時代に「らい予防法」の法律が制定され、ハンセン病患者の人びとは遠く離れた島や、隔離された施設へ追いやられ、自由を奪われ、社会から疎外された状態で生涯を過ごすことを余儀なくされました。

我が国では、療養所で暮らす元患者や、多くの方々の努力等によって、「らい予防法」が1996(平成8)年に廃止されました。

● いまなお残る、差別と偏見

現在では、らい予防法は廃止され、ハンセン病国家賠償請求訴訟にも勝訴し、国から認められましたが、ハンセン病への無理解とハンセン病患者や元患者に対する偏見や差別意識は根強く残っています。

2003(平成15)年、熊本県の温泉地でハンセン病の元患者に対する宿泊拒否という差別事件が起きました。

ホテル側の差別意識を追及したハンセン病療養施設入所者に対して、匿名の電話や手紙などによる誹謗・中傷がなされました。

現在の先進国では、確実に治療することができるハンセン病ですが、ハンセン病患者や回復者に対する差別が今も国際問題となっています。

今私たちにできることは、差別や偏見を無くすために、ハンセン病のことを正しく知り、多くの人に伝えていくことではないでしょうか。



〈2017(平成29)年度 九重町隣保館 テーマ〉

かがや あす
「輝く明日のために」
 ～ じんけん つた 人権を伝え じんけん わ ひろ 人権の輪を広げ こころ むす 心をつなぐ ～



21世紀を平和と人権が守られる世紀にしたいと、みんなが願っています。しかしながら、平和を脅かす現状や同和問題をはじめとして、子どもや障がいのある人、高齢者、女性、インターネットを悪用した人権侵害など課題も多く、人権がますます大切とされています。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、差別意識の解消が大きな課題とされています。人権や差別は目に見えません。

自分との関わりの中で、人権を感じ、人権を知り、人権を伝え、人権の輪が大きく広がることの大切さを感じます。人権は「生きる力」。人は一人では生きていません。

人と人が尊重し合い、心を寄せ合い、助け合い生きています。心と心をつなぐ心温まるコミュニケーションで、信頼と絆を結び、平和な世界でひとり一人が幸せに暮らしていける「輝く明日のために」。

お 知 ら せ

第39回九重町人権・同和問題啓発推進協議会総会の開催について

- 日 時：5月26日(金) 18:30～
- 場 所：九重町役場(3階 301会議室)

人権講演会の開催について

- 日 時：5月26日(金) 19:30を予定(総会終了後)
- 場 所：九重町役場(3階 301会議室)
- 講 師：足立哲範氏
- 内 容：人権学習は誰のために？ ～部落差別解消推進法の成立を受けて～

※総会終了後の人権講演会には、どなたでも参加できます。皆様の参加をお待ちしています。



◇これからの行事◇

【月・木は人権相談日】

月 日	行 事 名	月 日	行 事 名
5月17日(水)	ストレッチ体操教室	6月 2日(金)	生け花教室
	隣保館人権学習会	6月 5日(月)	編み物教室
5月18日(木)	デイサービス事業(すずらん会)	6月 6日(火)	パワーアップ教室(きずな会)
5月19日(金)	生け花教室	6月 8日(木)	デイサービス事業(たんぽぽ会)
5月25日(木)	デイサービス事業(ひまわり会)		陣の内解放学習会(文化センター)
5月26日(金)	九重町人権・同和問題啓発推進協議会総会	6月 9日(金)	飯田ふれあいサロン
5月29日(月)	歌声サロン	6月15日(木)	デイサービス事業(すずらん会)
		6月16日(金)	書曲解放学習会(書曲三集会所)
		6月19日(月)	編み物教室
		6月21日(水)	ストレッチ体操教室
			吉部解放学習会(飯田地域ふれあい交流センター)
		6月22日(木)	デイサービス事業(ひまわり会)

